

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取引規定

1（適用範囲）

- （1） 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について、いわぎんキャッシュカード規定またはいわぎんICキャッシュカード規定にもとづいて発行したいわぎんキャッシュカード（代理人カードは除きます。）（以下「カード」といいます。）を提示して、後記第3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）について、この規定により取扱います。
- （2） 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「預金口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- （3） 本サービスは普通預金の本人カードのみご利用できることとします。代理人カード・法人カードはご利用出来ません。

2（利用方法）

- （1） 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納企業の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- （2） 次の場合は、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により、端末機による取り扱いができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ カードの盗難・喪失等の重要なお届けを出されている場合
- （3） 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- （4） 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- （5） カードによる本サービスをご希望されない場合には、当行所定の方法により取引停止手続きを行ってください。この手続きを行った場合は、当行は当該預金口座に対して本サービスの停止の措置を講じます。当行は、この手続き前に生じた損害については、責任を負いません。

3（預金口座振替契約等）

- （1） 前記第2条第1項により暗証番号の入力がされた時に、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、預金口座から引落しのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されない時は預金口座振替は成立しなかったものとします。

当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引落します。
- （2） 前記第1項にかかわらず、当行所定の手続きによる預金者本人の確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- （3） 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は収納機関と当行の契約により定めた営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえる時は、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

また、振替指定日に預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が預金口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- （4） 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になった時は、当行は変更後の契約者番号で引き続き取り扱うものとします。
- （5） 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了した

ものとして取扱うことができるものとします。

4（免責事項）

- （1）当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、預金口座振替の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- （2）本サービスについて、仮に紛議が生じても当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

5（規定の準用）

この規定の定めのない事項については、いわぎんキャッシュカード規定またはいわぎん I C キャッシュカード規定により取扱います。

6（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- （3）前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2020. 4. 1)